

# 任意団体（こもれび）会則

## （名 称）

第1条 本会は、任意団体「こもれび」と称する。

## （目的及び組織）

第2条 本会は不登校の子どもたち及び保護者が偏見の目で見られることを無くし胸張って生きれる社会を実現することを目的とする。

## （事 業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 年間を通して不登校講演会を開催すること。
- (2) 不登校児及び保護者の居場所の提供をしその運営にあたること。
- (3) 他団体との交流・連携を行うこと。
- (4) 不登校等の相談窓口となり相談場所に役割を持つこと。
- (5) その他本会の目的を達成するため適当と認められる事業。

## （役 員）

第4条 本会に次の役員をおく。

会長 1 名 副会長 1 名、 理事（正会員 2 名） 若干名、 会  
計 1 名

## （役員の選出）

第5条 会長・副会長・理事・会計は、総会において選出する。

## （役員の任期）

第6条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- (2) 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- (3) 会長、副会長、理事及び会計の任期はいずれとも2年とし、連続しての再任は3期6年を上限とする。

## （役員の任務）

第7条 会長は、本会を代表して会務を掌る。

- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。
- (3) 理事は会長の総括のもとに会務を行う。
- (4) 会計は、本会の会計を担う。

## （正会員、賛助会員）

第8条 本会員は、正会員、賛助会員とする。

第 9 条 正会員は本会の目的に賛同して入会を申し込んだもので文書で代表理事に申し込むものとする。代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(2) 正会員は、本会の事業に参加し、本会の運営に参画する。

(3) 正会員は、年間会費 5,000 円を納入しなければならない。

ただし、学生等は年間会費は 2,500 円とする。

第 10 条 賛助会員は、本会の目的に対して賛同するため入会を申し込み理事会で承認を受けた者とする。

(2) 賛助会員は本会に参加をせずに資金的に支援をする位置づけです。

(3) 賛助会員は、年間会費 1 口 10,000 円以上を納入するものとする。

第 11 条 退会する会員は、事務局に対して文書によって意思表示し理事会の確認を経て、退会することができる。

(2) 会員が長期にわたり会費を滞納したときは、理事会の決議によって退会させることができる。

(3) 会員が本会の名誉、信用の損ねた場合、理事会の決議で除名できる。

(総会)

第 12 条 本会は決議機関として総会を設置する。

(2) 総会は、会長が招集する。

(3) 総会は、本会の事業及び運営に関する重要事項を審議決定する。

(4) 総会は、第 9 条に定める正会員をもって組織する。

(5) 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

(6) 定例総会は、年 1 回開催する。

(7) 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、又は構成員から議事を示して請求のあった場合開催する。

(8) 前項の構成員からの請求による臨時総会については、会長は請求のあった日の翌日から起算して 30 日以内に開催しなければならない。

第 13 条 次の事項は、定例総会において承認を受け、又は審議決定されなければならない。

(2) 会務報告及び事業計画

(3) 前年度収支決算及び当該年度収支予算

(4) 役員の改選

(5) その他総会又は理事会が必要と認めた事項

第 14 条 総会の議事の内容は、あらかじめ会員に通知されなければならない。

(2) 総会は、構成員の半数出席により成立する。

(3) 前項の、総会への出席とは、本人出席、委任出席とする。

(4) 総会における議事の決定は、出席者の過半数の同意を要する。

(理事会)

第 15 条 本会には、執行機関として理事会を置く。

- (2) 理事会は、会長が招集する
- (3) 理事会は第 3 条に定める事業並びに収支予算について責任を負い、執行の任に当る。
- (4) 理事会は、会長・副会長及び理事をもって組織する。
- (5) 理事会は、必要ある場合、構成員以外の者の出席を認めることができる。

(運営委員・運営員会)

第 16 条 運営委員は、理事として特に会務を整理する。

- (2) 運営委員は、理事の中から理事会において選出する。
- (3) 運営委員は 2 名以上とする。
- (4) 運営委員会は、理事会の決定にしたがい、常時執行の任に当る。
- (5) 運営委員会は、会長・副会長及び運営委員をもって組織する。
- (6) 会長が必要と認めた者及び理事は、運営委員会に出席することができる。

(支部)

第 17 条 本会には、支部を置くことができる。

- (2) 支部および部会の運営・事業等については、別に定める。

(事務局)

第 18 条 本会には、事務局を設ける。

- (2) 事務局は本会の事務所に設置する。
- (3) 事務局長は、副会長が兼務する。

(会計)

第 19 条 本会の経費は、会費、協賛金、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

- (2) 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

(事業年度)

第 20 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(そ の 他)

第 21 条 この会則の施行にあたり必要な事項は会長が会員にはかり別に定める。

- (2) 本会の事業及び運営に関して細則は別に定める。

附 則

本会則は、令和年〇〇月〇〇日より施行する。